


一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

令和5年11月13日

山北町議会議長 石田 照子 殿

受付番号	第6号	質問議員	8番	府川輝夫 
件名	住民監査請求棄却に関する町長コメントの検証			
要 旨				
<p>「ふるさと納税包括業務の委託契約」にかかる住民監査請求に対する監査結果は、「本件契約は合理的でない判断があったと言わざるを得ないが、その行為の結果、町に明らかに損害が発生しているとは認められなかった」として、「これを棄却する」との結論であった。</p> <p>その上で、「本件契約は、特定の業者のみとの交渉に基づく契約を締結しており、合理的でない判断により、競争性、公正性、透明性等を担保するための規制が順守されていないおそれがある。契約行為は、関連法規の趣旨、山北町随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の重要性を再認識し、町長は速やかに適正な契約手続きとなるよう改善を求める」と、大変重い意見をつけている。</p> <p>本年6月の私の一般質問での、町長自ら町民への説明が必要との意見に応え、6月16日に「住民監査請求棄却に関する町長コメント」が町のホームページにだされた。</p> <p>そこでは、「本件に対する町の主張及び執行手続きについて、適切な判断がなされたものと理解しておりますが、本件における監査委員からのご意見については真摯に受け止め、公平性・透明性を確保するため、5月1日付で中間業者との契約を解除し、公募型プロポーザル方式での事業者募集を進めております」と不信感が募るものであった。</p> <p>これは、まさに監査委員制度の必要性や監査委員に対する敬意・尊厳を軽視した内容であり、内部統制の重要性やコンプライアンスの遵守等に対する認識の欠如であることに他ならない。</p> <p>そこで、住民監査請求の監査の結果・意見を重く受け止め、リスク管理体制を整備し、正常な町政運営を進めるよう質問する。</p>				
<ol style="list-style-type: none">1. 監査制度の意義と効力は何か。また、住民監査請求ができる行為は。2. 本件に対する町の主張及び執行手続きは、なにが適切な判断なのか。3. 1社随意契約の計画段階でCFO制度を含め議会説明がなかった理由は。				